

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	5	所管総務省	法人名	統計センター	職員の身分	国家公務員
法人概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国勢調査、消費者物価指数、労働力調査（完全失業率）等国の基幹的統計の製表 ・府省・地方自治体の統計作成の支援 ・政府全体の公的統計基盤の整備・提供 					
沿革	明治18年 内閣統計局 昭和24年 総理府統計局製表部 昭和59年 総務庁統計センター（平成13年 総務省統計センター） 平成15年 独立行政法人統計センター〔総務省から移行〕					
中期目標期間	平成25年4月～平成30年3月（5年間）					
			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
役員総数〔官庁OB〕（現役出向）（4/1時点）			6	6	6	6〔1〕（1）
常勤役員数			3	3	3	3
非常勤役員数			3	3	3	3
常勤職員数〔官庁OB〕（現役出向）（4/1時点）			863	852	841	831〔0〕（0）
うち間接部門			65	60	65	59
うち事業部門			798	792	776	772
非常勤職員数（官庁OB）（4/1時点）			179（0）	217（0）	240（0）	86（0）
給与水準【事務・技術職員】（年齢・地域・学歴勘案）			95.4（87.1）	97.9（89.4）	100.1（91.7）	-（-）
給与水準【研究職員】（年齢・地域・学歴勘案）			-（-）	-（-）	-（-）	-（-）
年度			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
予算/決算			決算	決算	決算	当初予算
一般会計（百万円）			9,784	9,426	8,469	7,616
うち運営費交付金			9,784	9,426	8,469	7,616
うち施設整備費補助金			-	-	-	-
うち施設整備以外の補助金・交付金			-	-	-	-
うち委託費			-	-	-	-
うち出資金			-	-	-	-
特別会計（特会名）（百万円）			-	-	-	-
うち運営費交付金			-	-	-	-
うち施設整備費補助金			-	-	-	-
うち施設整備以外の補助金・交付金			-	-	-	-
うち委託費			-	-	-	-
うち出資金			-	-	-	-
計			9,784	9,426	8,469	7,616
支出額の推移（百万円）			9,501	9,368	9,863	8,338
収入額の推移（百万円）			10,556	10,157	9,665	8,338
国の財政支出/収入額（％）			92.7	92.8	87.6	91.3
財務データ （平成24年度、百万円）	資産合計		6,963	うち流動資産	4,982	
	負債合計		3,660	純資産合計	3,303	うち利益剰余金
						3,303

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	5	所管総務省	法人名	統計センター
-----	---	-------	-----	--------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
			内訳（名称）	（額）	法人名	額	
国勢調査その他 国勢の基本に 関する統計調査の 製表	国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第85号に規定するものをいう。）の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的とする。	9,049	合計	8,842			
			国費	運営費交付金	8,469		
				自己収入等	372		
			前年度からの繰越金	372			
政府統計共同利 用システムの運 用管理	「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、政府統計共同利用システムの運用管理を適切に行い、統計GIS（地理情報システム）等を始めとする統計データの提供を確実にすること。	738	合計	738			
			国費				
				自己収入	738		
			利用料収入	738			
統計作成支援事 業	統計法（平成19年法律第53号）第37条に基づき国の行政機関から委託を受けた同法第36条に規定する一般からの求めに応じた匿名データの提供を受益者負担の原則の下、適切に行うこと。	51	合計	61			
			国費				
				自己収入	61		
			利用料等収入	61			
国の行政機関又 は地方公共団 体の委託を受け ての統計調査の 製表	統計法第37条に基づき国の行政機関から委託を受けた同法第34条に規定する一般からの委託に応じた統計の作成等	25	合計	25			
			国費				
				自己収入	25		
			受託製表収入	25			

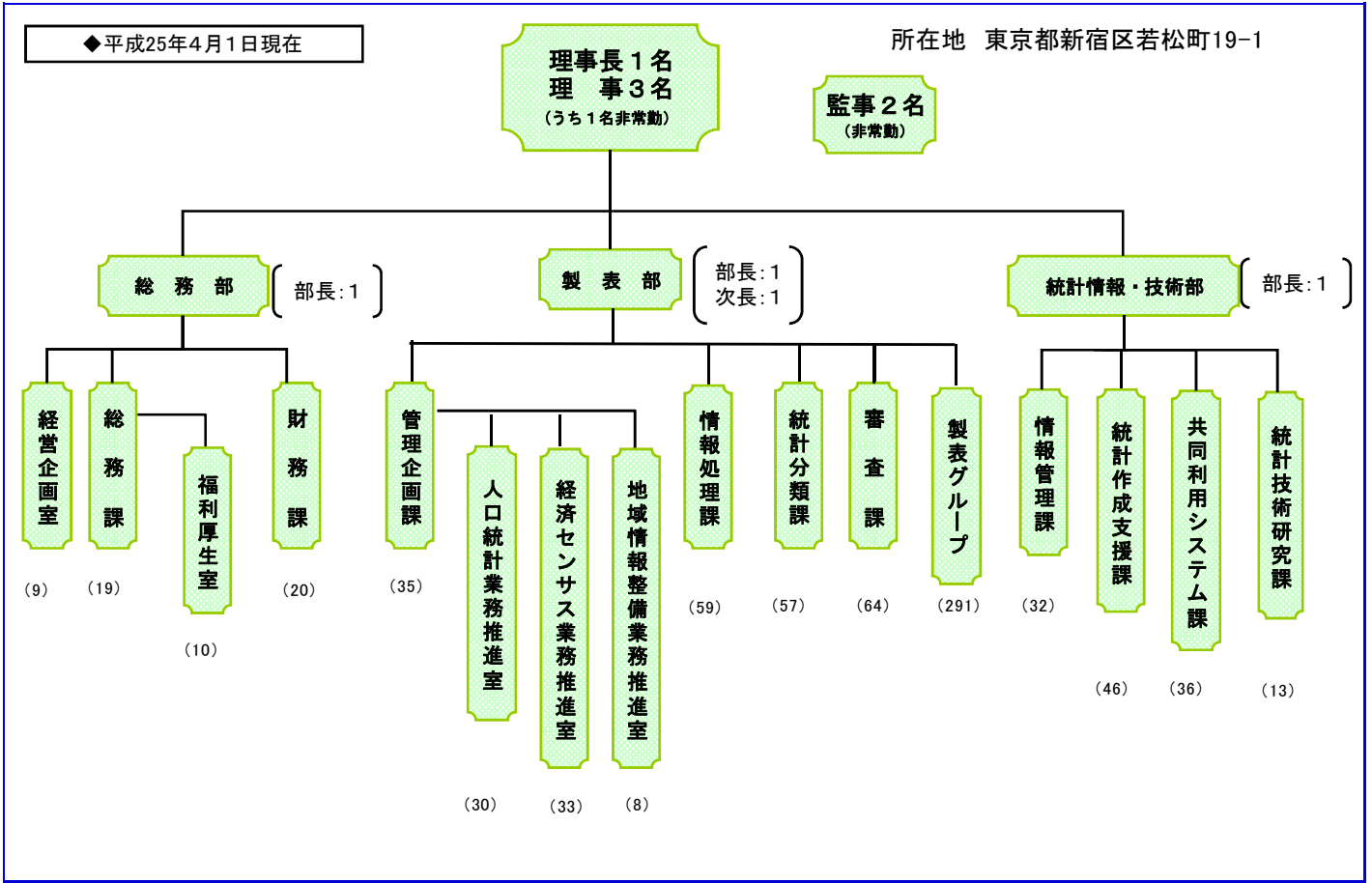
○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳） 〈平成24年度決算合計〉

特別会計	法人合計（百万円）	合計	〇〇特別会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
		該当なし			

1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	5	所管	総務省	法人名	統計センター
-----	---	----	-----	-----	--------

○組織図及び職員数（平成25年度）



* 上記の他、再任用短時間勤務の職員等が配置されている。

No.	5	所管	総務省	法人名	統計センター
-----	---	----	-----	-----	--------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

統計センターは、独立行政法人統計センター法（平成11年法律第219号）に基づき、国政の基礎的な指標となる国勢調査結果、消費者物価指数、失業率、家計調査結果など、国勢の基本に関する統計調査を始めとする各種の統計調査の製表事務等を国と連携しつつ国から示された基準に従い遅延なく正確かつ確実に、我が国における公的統計の整備を支えている。

また、平成20年度以降、新たに、総務省のみならず各府省の統計業務の基盤（オンライン調査システム、公表前情報を登録し統計を提供するシステム等）となる政府統計共同利用システムの運用管理業務を正確かつ確実に遂行し、政府の統計業務全体を支えている。

さらに、統計法（平成19年法律第53号）及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）に基づき、①国内すべての企業情報を収集する経済センサスの創設に伴い、当該調査の製表事務等を新たに担うとともに、雇用保険情報等を活用して事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）の整備の一翼を担うこと、②各府省の個人情報を含む調査票情報を使用してオーダーメイド集計及び匿名データの提供など統計データの有効活用を推進すること、などにも取り組んでいる。

加えて、東日本大震災の経験を通じて、危機発生時における政府としての政策遂行のための特別集計など、総務省統計局と一体性のある業務遂行体制を確保し、危機に即応した統計の作成・提供を行ってきたところである。

これまで、公的統計は国や地方公共団体における政策運営、行政施策の企画立案に不可欠な基礎資料として活用されてきた。加えて平成19年に改正された統計法では、公的統計を社会の情報基盤として位置づけ、企業活動及び国民生活における合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報として、その多角的な利活用が一層促進されている。調査環境が一層厳しさを増し、また、厳しい行財政事情の中、多角的に利活用される公的統計の品質の維持・向上を図り、高度な統計処理の専門性を要する新たな統計行政機能を付加してゆくことは必ずしも容易ではなく、その実現には、我が国の中央統計機関の一翼として、公的統計制度の基盤となる役割を過去一貫して担ってきた統計センターの機能発揮が今後とも不可欠である。

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

独立行政法人化以降、自律的・弾力的な業務運営と事後評価の仕組みを活用して、具体的には、①弾力的な予算の執行、②内部組織の弾力的・柔軟な編成、③能力、技術、調査別・工程別投入量、コスト構造等を分析し当該分析結果を年度計画における目標に反映する等のPDCAサイクルの有効な活用等により、業務運営の高度化・効率化を推進するとともに、国家公務員として行うべき業務への集中化を行うことができた。また、特定独立行政法人の枠組みの下で、国と連携しつつ、国の行政機関と同様に統計に対する社会の信頼を確保しながら、遅延・遅滞を生じることもなく、確実かつ正確に業務が遂行できた。

一方で、統計センターの業務は国の統計調査に応じて業務の規模や処理する内容が大きく変化するが、これらは調査実施の前年まで確定しない。このような業務の特性を有する統計センターについては、5年という中期的な期間で目標の設定を行い管理するよりも、業務の対象となる統計調査に応じて毎年度目標を示す法人管理の方がより適切だと考える。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
総務省	0180	独立行政法人統計センター運営事業

No.	5	所管	総務省	法人名	統計センター
-----	---	----	-----	-----	--------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務（調達、給与、研修など）、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額（24年度決算）	委託先
システム関連業務	政府統計共同利用システム運用・保守等業務	(4月～12月) 107 (1月～3月) 99	沖電気工業(株) (株)日立製作所
庁舎管理業務	中央合同庁舎第2号館及び総務省第二庁舎施設の管理・運営業務 ※総務省との合同調達のため契約の手続については総務省で実施	66	アズビル(株)
システム関連業務	統計作成に係るプログラム開発等に関する労働者派遣業務(5人)	33	キャノンビズアテンダ(株)
システム関連業務	統計作成に係るプログラム開発等に関する労働者派遣業務(4人)	29	キャノンビズアテンダ(株)
システム関連業務	独立行政法人統計センターLAN等運用管理業務	19	(株)アイ・エス・ビー
業務名	具体的業務委託内容	支出額（24年度決算）	委託先
製表業務	平成24年経済センサス-活動調査 調査関係書類等の受付整理、スキャン グ及びデータ入力業務	258	凸版印刷(株)
製表業務	平成22年国勢調査 職業大分類符号格付業務	64	(株)ムサン
製表業務	平成24年就業構造基本調査 産業・職業分類符号格付業務	62	新日鉄住金ソリューションズ(株)
製表業務	平成24年経済センサス-活動調査 産業小分類符号格付業務	40	新日鉄住金ソリューションズ(株)
製表業務	平成22年国勢調査 抽出詳細集計 文字入力業務	11	首都圏ソフトウェア協同組合

No.	5	所管	総務省	法人名	統計センター
-----	---	----	-----	-----	--------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

（1）独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について

① 措置内容

組織の見直し

【非公務員化】

○統計法（平成19年法律第53号）の全面施行に合わせ、平成21年度に非公務員化する。

（平成20年に統計センター役職員を非公務員化する内容の「（独）統計センター法の一部を改正する法律案」が提出されたが、採決に至らず平成21年の衆議院解散に伴って廃案となった。）

② これに対する現時点での考え方

平成20年度以降、統計センターでは、業務改革を推し進め、業務を区分して非公務員でも行える業務は外部委託・スリム化を進めるとともに、新たに政府の統計業務全体を支える取組への対応を進めた結果、統計作成の企画設計や結果の精度管理、政府統計共同利用システムの運用管理など国家公務員として行うべき業務への集中が進んできている。

また、統計センターが作成に大きな役割を果たしている消費者物価指数などは経済政策においてより重視されるようになり、平成19年当時よりも統計作成の停滞が許されない状況になるとともに、平成20年度以降、統計センターは、総務省のみならず各府省の統計業務の基盤となる政府統計共同利用システムの運用管理を行っていることから、その業務の停滞の影響は政府全体の統計活動に及ぶものとなり、ますます業務の停滞は許されないものとなった。

更に、すべての企業を対象とする経済センサスの創設、各府省が統計業務において利用する政府統計共同利用システムの運用管理業務の開始などにより統計センターが扱う秘密情報が増加し、これらの中には経済的な利得を得られる情報もあるため、関係者から疑義を抱かれぬよう私企業からの隔離等を含む、国家公務員としての服務規律を維持する必要性が一層増大した。

これらを踏まえて現時点においては、統計センターに対し国家公務法による服務規律を課すことが必要であると考えている。

（2）独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について

① 措置内容

国と連携を図りつつ、国の統計に係る製表事業等を確実かつ正確に実施することが求められているものであるが、今後の業務の在り方、当該業務を行う職員の身分等について検討し、法人の分類について早急に結論を得る。

（上記に基づき検討を行った結果、平成24年5月に国会に提出された独立行政法人通則法改正案及び整備法案等では、「行政執行人」（役職員の身分は国家公務員）に移行することとされた。これらの法案は平成24年の衆議院解散に伴って廃案となった。）

② これに対する現時点での考え方

（1）②で説明した状況を踏まえれば、上記独立行政法人通則法改正案及び整備法案等と同様に、統計センターを国と密接な連携を図りつつ国の統計に係る業務等を確実かつ正確に実施する国家公務員型の法人とすることが適当であると考えている。

（3）政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項

① 指摘事項

政策評価・独立行政法人評価委員会での勧告の方向性において、事務及び事業の見直しとして、製表業務の民間委託の更なる活用や受託製表業務の実施方針の明確化、自己収入拡大に向けた目標の設定をするとともに広報やサービス提供の拡大に向けた取組を行うこと、また、民間委託を徹底すること等により、製表部門の常勤職員数の合理化を図り、実施体制の見直しを図るとともに人員配置の適正化を行うこと、目標策定に当たっては、可能な限り具体的かつ定量的に示すこと（政府統計共同利用システムの運営業務の稼働率や製表等の技術研究における正解率や補完率等）、また、内部統制の強化や運営費交付金の算定の厳格化について指摘を受けた。

なお、公務員身分については特段の指摘を受けていない。

② 対応状況

上記①の指摘を受け、平成25年度から平成29年度までの第3期中期計画では、製表業務の民間委託の積極的な実施、受託製表業務のサービス提供の拡大及び自己収入の拡大、業務運営の高度化・効率化や人員削減への取組等について目標を策定した。

No.	5	所管	総務省	法人名	統計センター
-----	---	----	-----	-----	--------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

(4) (1)～(3)を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

〔 個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。 〕

◆以下のⅠ、Ⅱの事項を考慮すれば、統計センターのより実態に即した厳格な業務運営を確保する観点から、5年程度の中期目標・中期計画による管理ではなく、統計作成に最終的な責任を有する国の機関が毎年度、明確な目標を示し管理を行うことが必要である。

Ⅰ 統計局との密接な連携が不可欠であるとともに、确实・正確な業務執行が必須

我が国の重要統計の作成は、その企画・設計段階から、総務省統計局と統計センターが一体となって業務を行うことにより実現しており、統計センターの事業が単独で存在することはあり得ず、その一方で統計センターの事業遂行なしには統計作成自体が成り立たない密接不可分の関係である。

特に消費者物価指数・完全失業率・家計消費等の経済社会における重要な指標も作成しており、これらについては極めて短期間での确实かつ正確な業務執行が求められている。そのため、国の機関との密接な連携の下、确实かつ正確な業務執行を確保する必要がある。

Ⅱ 業務遂行の前年度にその内容が具体化

統計センターの業務は、調査の内容によって大きく影響される。調査の内容は、可能な限り直近のニーズや調査環境を踏まえ、予算とともに、調査の前年度に決定される。なお、この決定に際しては、審査部局における外部審査や統計委員会の審議も経る必要があり、調査実施機関が単独で調査の内容を確定することはできない。そのため、毎年度、国が明確な目標を示し、管理を行うことが必要である。

◆以下のⅠ～Ⅳの事項を考慮すれば、統計センターが国と密接に連携し、确实・正確に業務を遂行するため、国家公務員の服務を課す法人とすることが必要である。なお主要国（アメリカ、イギリス、フランス、カナダ等）においては、政府の重要統計の作成業務は、調査の実施と集計を密接不可分な一連の業務として国の行政機関が責任をもって実施しているところである。

Ⅰ 「争議行為による業務の停滞」によるリスク

(1) 重要経済指標の公表遅延のリスク

統計センターが集計を行い作成されている消費者物価指数、完全失業率、家計調査結果は経済政策の判断材料に用いられ、政府やマーケットが注目。平成20年以降、リーマンショックを経て政策決定に当たり、統計指標をより重視するようになってきている。仮に結果公表が遅延すれば、政策判断の時機を逸するのみならず、我が国経済に対する内外の信頼が失われるリスクもある。（例えばアベノミクスにおけるインフレターゲットや消費税判断など。）

また、その他の調査結果においても様々な政策判断の材料とされており、適切な時期に公表される必要があり、業務の最終的な段階で停滞が生じれば同様のリスクがある。

(2) 政府統計共同利用システムの運用管理の停滞のリスク

平成20年度以降、統計センターは、総務省のみならず各府省の統計調査業務の基盤となる政府統計共同利用システムの運用管理を行っている。仮に業務に停滞が生じれば、その影響は全府省の統計活動に及び、我が国の政府統計全体に対する信用に大きく影響。

Ⅱ 統計センターが取扱う秘密情報の増加と組織的な服務規律の必要性の増大

近年、統計センターが扱う秘密情報が増加し、これらの中には経済的な利得を得られる情報（インサイダー情報）もあるため、関係者から疑義を抱かれぬよう私企業からの隔離等を含む、国家公務員としての服務規律を維持する必要性が一層増大している。

また、昨今のサイバー空間における攻撃増加等の情報危機増大に鑑み、情報漏洩を未然に防止し各府省の信頼や国民の統計行政に対する信頼を確保する方策が従来にも増して強く要請されている。このため、統計法による守秘義務のみならず国家公務員法制に基づく包括的な統制・対処を行う必要がある。

(平成19年以降の状況変化)

- 政府統計共同利用システムの運用管理の開始により、各府省の統計に係る大量の公表前情報を統計センターにおいて集中的に取扱うようになった。
- 経済センサスの新設にともない、国内すべての企業情報を集中して取扱うとともに、事業所母集団データベースの管理業務の一環として雇用保険情報等の行政記録情報も取扱うようになった。
- 平成21年の改正統計法の施行にともない、各府省の個人情報を含む調査票情報を集中的に取扱うようになった。

Ⅲ 公務員型業務への集中化

平成19年以降、統計センターでは、業務を区分して非公務員でも行える業務は外部委託・スリム化を進めるとともに、新たに政府統計全体の利便性向上の取組を開始した結果、統計作成の企画設計や結果の精度管理、政府統計共同利用システムの運用管理など国家公務員として行うべき業務への集中が進んでいる。

Ⅳ 危機発生時における公務遂行基盤の必要性の再認識

東日本大震災の経験を通じて、危機発生時における政府としての政策遂行のための特別集計など、危機に即応した統計の作成・提供の必要性が再認識された。このため、総務省統計局との一体性のある業務執行体制が必要であり、その前提として、国家公務員としての使命感と服務規律等（分限、懲戒、公務災害補償等）が必要である。

No.	5	所管	総務省	法人名	統計センター
-----	---	----	-----	-----	--------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

—